

報告第1号

屋外広告物の規制及び誘導の検討について

屋外広告物の規制及び誘導の検討について

1 見直しの目的

平成 26 年 4 月に施行した枚方市屋外広告物条例は、府条例を参酌した規制基準となっており、平成 25 年 11 月に改訂した枚方市都市景観基本計画や平成 26 年 4 月に策定した枚方市景観計画に即していないところがあります。このため、屋外広告物に関する規制及び誘導の基準について、これらの関連計画等との整合を図り、また、地域の屋外広告物の状況等を踏まえ、地域の特性にふさわしい良好な景観形成が図られるよう、見直しを行うものです。

2 屋外広告物の規制及び誘導の検討に係る 4 つの視点

- (1) 景観計画等との整合を図る
- (2) より良い景観形成に向けた基準及び誘導策について検討する
- (3) 必要な利便性の向上を図る
- (4) 新たな課題への対応を図る

(1) 景観計画等との整合を図る内容

① 区 域

※下線部分が不整合部分

| | 屋外広告物 | 都市景観基本計画及び 枚方市景観計画 |
|-------|---|---|
| 区域全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制区域（許可区域・禁止区域）に属さない区域が一部有り ・<u>第一種低層住居専用地域を禁止区域としている</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域は<u>全域</u> ・<u>用途地域による扱いの区別なし</u> |
| 道路軸 | <p>路線型表示制限区域として区域の設定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号・170号 各沿道区域 ・道路境界から両側 <u>500m</u>の区域 | <p>景観形成区域として道路景観軸の区域の設定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号・170号、<u>第二京阪道路</u> 各沿道区域 ・道路境界から両側 <u>50m</u>の区域 |
| 河川軸 | <p>面型表示制限区域として区域の設定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川沿岸区域 | <p>景観形成区域として河川景観軸の区域の設定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川、<u>穂谷川</u>、<u>天野川</u> 各沿岸区域 |
| 区域重点 | 特別な区域の設定が <u>ない</u> 。 | 景観重点区域として枚方宿地区の設定が <u>ある</u> 。 |
| 駅・樟葉駅 | 特別な区域の設定が <u>ない</u> 。 | 都市景観基本計画に、都市核景観地域とする設定が <u>ある</u> 。 |

② 基 準

※下線部分が不整合部分

| | 屋外広告物 | 都市景観基本計画及び 枚方市景観計画 |
|----|-------------------|--------------------------|
| 色彩 | 色彩基準が <u>ない</u> 。 | 外壁色に関する色彩基準が <u>ある</u> 。 |

(2) より良い景観形成に向けた基準及び誘導策について検討する内容

- ・ 第二種低層住居専用地域の規制等について

(3) 必要な利便性の向上を図る内容

- ・ 道路軸での非自家用広告物について

(4) 新たな課題への対応を図る内容

- ・ デジタルサイネージ等の新たな広告媒体等について

3 今後の進め方

- ① 屋外広告物の実態調査を実施（委託）
- ② 市民アンケートの実施を計画

4 スケジュール

資料2のとおり